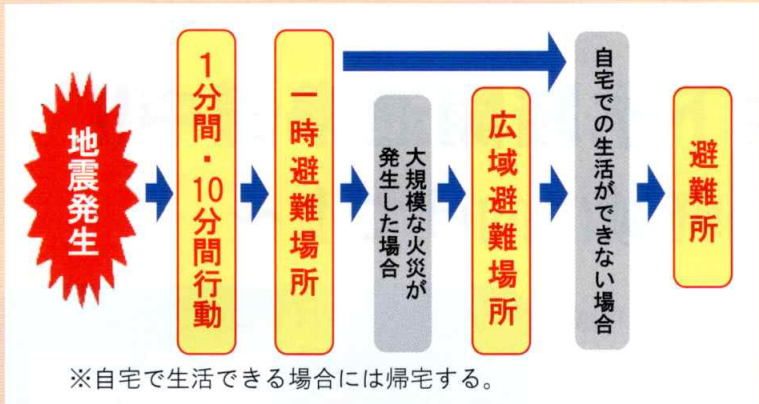


シリーズ
第8回

いっとき
我が家の一時避難場所はこちら!

～地域ごとにシリーズでご紹介します～



一時避難場所とは…

地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空き地、小公園、学校等の場所。
(各自治会が指定)



場所を確認してみましょう!



公園等名	対象自治会	住所	広さ
東林間さくら公園	東林間	上鶴間7丁目3番	500㎡
東林間テニスクラブ	東林間	上鶴間6丁目6番9	1,080㎡

編集後記

今年、東林地区自治会連合会の広報委員を担当することになりました。今年度も新型コロナウイルスの感染拡大がおさまらず、「ふるさとまつり」「地区防災訓練」「体育祭」「ふくしまつり」「サマーわぁ！ニバル」等と、自治会におけるイベント等が中止になりました。第5波の感染が急激に減少し、9月末に緊急事態宣言が解除になりましたが、第6波が懸念されております。ワクチン接種も進んでいますがワクチン接種した方もブレークスルー感染をしますので引き続き感染対策を行いましょ。新型コロナウイルスが流行し、不要不急、3密、ステイホーム、ソーシャルディスタンスや人流、ブレークスルー等のコロナ言葉を今はあたりまえに使っています。「コロナ言葉」を使わなくて済む日々が早くやって来てほしいです。第6波がこないこと祈り、新しい年を迎えたいですね。 広報委員 戸崎憲弘

